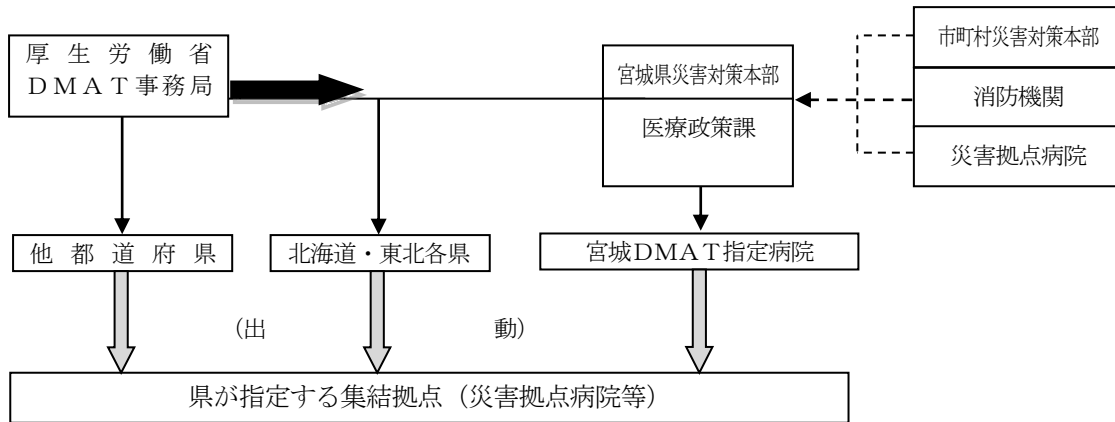


第4章 DMA Tの派遣要請と活動

1 DMA Tの派遣要請系統



県は、DMA Tの派遣を受ける必要があると認められる場合は、以下によりDMA Tの派遣を要請します。

要請先	根拠規定
宮城DMA T指定病院	宮城DMA Tの派遣に関する協定
北海道・東北各県 ※厚生労働省DMA T事務局 を通じて調整	日本DMA T活動要領
厚生労働省DMA T事務局	日本DMA T活動要領

2 派遣要請の内容

(1) DMA Tの待機要請と派遣要請

ア 待機要請の基準と範囲

県医療政策課長は、災害が発生し、イに示す派遣要請基準に該当することが予想される場合には、宮城DMA T指定病院に待機要請を行います。

ただし、以下の自動待機基準に該当する場合には、宮城DMA Tは、県からの待機要請を待たずに待機の態勢をとるものとします。

【自動待機基準】

- ① 宮城県内で震度5強以上の地震が発生した場合及び特別警報が発表された場合
- ② 東北地方又は新潟県で震度6弱以上の地震が発生した場合及び特別警報が発表された場合
- ③ 北海道又は関東で震度6強以上の地震が発生した場合
- ④ 全国で震度7の地震が発生した場合及び大津波警報が発表された場合

イ 派遣要請の基準と範囲

県保健医療福祉調整本部長、震度情報、死傷者数の見込み及び県災害医療コーディネーター、厚生労働省DMA T事務局等との調整及び次の基準に基づき、下記のとおり宮城DMA T及び他都道府県への派遣要請について判断します。この際、派遣要請に係る事務は県保健医療福祉調整本部の医療調整担当（医療政策課）が行います。

なお、活動の継続性や引き継ぎの負担、派遣元医療機関の勤務調整の負担等も考慮し、1日単位での要請を避け、原則として3日間程度の単位での派遣を求めることとします。

ただし、大規模な広域災害など災害の態様に照らし必要と認められる場合は、下記の範囲より更に広い範囲から派遣を求めることとします。（例：東日本大震災では最も遠いブロックでは九州ブロックからもDMA Tの派遣を受けた）

【県要綱による宮城DMAT派遣要請基準】

- ① 県内における震度が6弱以上の地震
- ② 県内における、被災地の医療機関の対応能力を超える程度の負傷者の発生が予想される自然災害又は事故
- ③ 厚生労働省又は他の都道府県から宮城DMATの派遣の要請があった場合

【国要領によるDMAT派遣要請基準及び範囲】

- ① 震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20人以上見込まれる災害
→ 宮城DMAT指定病院に派遣を要請
- ② 震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害
→ 宮城DMAT指定病院及び東北ブロック各県（東北6県及び新潟県）に派遣を要請
- ③ 震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害
→ ②の要請範囲に加え、隣接ブロック（北海道、関東、中部）の都道県に派遣を要請
関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中部ブロック：富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

ウ 参集拠点

原則として、基幹災害拠点病院（国立病院機構仙台医療センター）又は被災地の地域保健医療福祉調整本部の管内にある災害拠点病院、空港、高速道路のSA、PA等とします。

エ 派遣先

個々のチームの派遣先は、被災地における医療ニーズ及び被災地内の医療機関の稼働状況等を勘案して、DMAT活動拠点本部が決定します。

オ 要請及び要請解除

要請及び要請解除は県保健医療福祉調整本部の医療調整担当の責任者が判断し、これに係る事務は医療政策課が行うものとします。

医療調整の担当者のうち、宮城DMAT指定病院等に要請及び要請解除の連絡を行う者は、医療政策課長、地域医療連携担当課長、総括課長補佐、地域医療第一班長の順とします。

なお、日本DMAT活動要領に基づくDMAT自動待機基準に該当した場合の待機解除については、厚生労働省DMAT事務局が行います。

(2) 事前の準備

県は、東日本大震災の被害状況等を参考に、あらかじめ(1)に係る想定を作成し、防災訓練等においてこれを検証することとします。

3 DMATの編成・派遣準備・出動

(1) DMATの編成

日本DMAT活動要領では、1隊の構成について、医師1人・看護師2人・業務調整員1人の4人を基本としています。

(2) DMATの派遣準備と出動

派遣要請から出動までの流れは、概ね以下のとおりです。

- ① 派遣先・参集場所の確認
- ② 事前計画に基づく要員の参集
- ③ 装備・携帯用品の準備（原則としてDMAT標準資機材に基づく）
- ④ 出動 → 逐次状況をEMISに入力

4 DMATの活動内容

DMATは、派遣先の活動拠点本部からの指示に基づき活動します。その内容は概ね以下のものとなります。

- ① 本部活動 配置されたDMAT本部における業務に従事します。
- ② 病院支援 派遣先の病院長の指揮の下で、当該病院のEMIS入力や医療活動を支援します。
- ③ 地域医療搬送 被災地域内での傷病者搬送時における診療に従事します。
- ④ 現場活動 当該地域で活動中の消防機関等と連携し、傷病者の医療機関への早期搬送に結びつけるよう、トリアージや緊急処置等に従事します。
- ⑤ 広域医療搬送 SCU (Staging Care Unit : 航空搬送拠点臨時医療施設) 及び航空機において、患者の症状の安定化、搬送トリアージ、機内での患者の症状監視と処置を行います。
- ⑥ 情報収集 必要に応じ、被災地の病院の支援の要否や避難所等の医療ニーズなどの情報を収集する。

※ 活動状況は、EMIS (DMAT管理機能) への入力により情報共有します。

5 DMATの指揮・活動支援

(1) 県保健医療福祉調整本部・宮城DMAT調整本部の設置と指揮系統

県は、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部内に県保健医療福祉調整本部を設置し、県内における保健医療福祉活動に関する総合調整を行います。また、DMATの自動待機基準及び派遣要請基準を目安として、県保健医療福祉調整本部の指揮下に宮城DMAT調整本部を設置し、原則として、災害医療コーディネーターのうち統括DMAT登録者の中から宮城DMAT調整本部長を任命します。県保健医療福祉調整本部と宮城DMAT調整本部は連携して県内で活動するDMATを統括します。

なお、DMAT活動拠点本部以下は、必要がある場合に設置します。

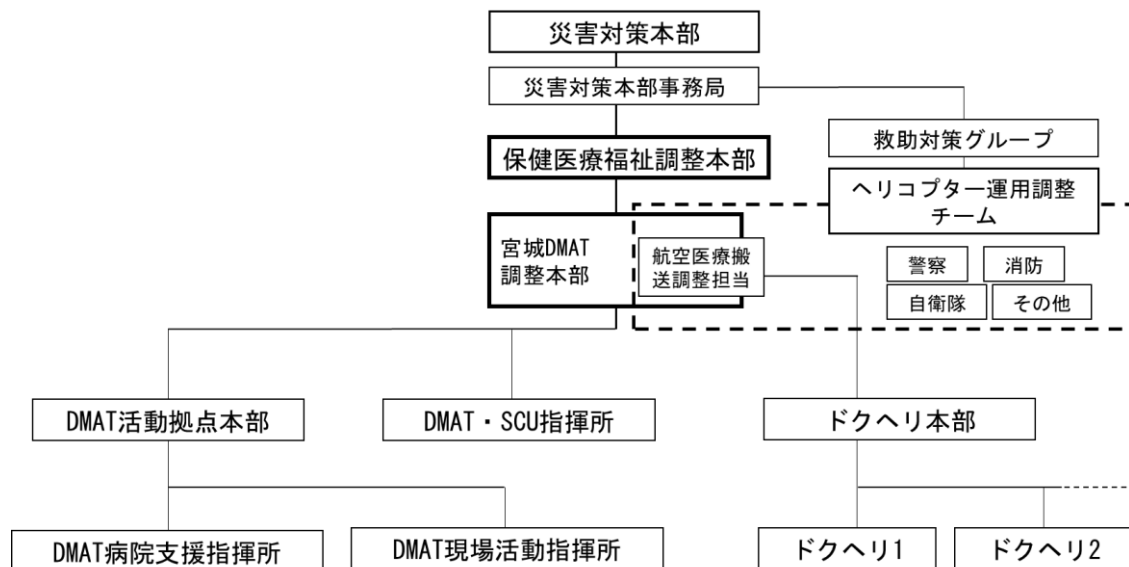


図7 DMAT本部の指揮系統

表 DMA T本部の種類と業務内容

種類	設置場所	業務内容
宮城DMA T調整本部	県庁（保健医療福祉調整本部内）	<p>必要に応じて、下記の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●派遣要請 <ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模に応じて、県災害医療コーディネーター等と連携し、非被災都道府県や厚生労働省にDMA T派遣の要請を行うよう助言 ●各DMA T本部の立ち上げ、運用 <ul style="list-style-type: none"> ・宮城DMA T調整本部以外の県内各DMA T本部の設置、指揮及び調整 ・県災害対策本部、県保健医療福祉調整本部との連絡及び調整 ・県災害医療コーディネーター等と連携した県保健医療福祉調整本部のコーディネート機能への支援 ・厚生労働省との情報共有 ・県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、消防、自衛隊等の関係機関や保健医療福祉活動チームとの連携及び調整の補助 ●被災状況の把握とDMA T活動戦略の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・県内医療機関等の被災情報の収集、EMISへの入力促進 ・県内で活動する全てのDMA Tの指揮及び調整 ・DMA Tの投入や配分に関する方針策定及び周知 ・県内におけるDMA T活動方針の策定 ●医療搬送調整 <ul style="list-style-type: none"> ・県災害医療コーディネーターをサポートし、県内における医療搬送ニーズの把握、地域搬送における受入病床及び搬送手段の確保、県内全体の搬送フロー策定の補助 ・広域医療搬送計画の把握、周知 ・ドクヘリの運行と運用に関わる調整の補助 ●ロジスティック <ul style="list-style-type: none"> ・県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティック ●DMA T撤収と引継ぎの調整 <ul style="list-style-type: none"> ・撤収及び追加派遣の必要性の助言 ●その他必要な事務
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	<p>必要に応じて、下記の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指揮系統の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・管内のDMA T指揮所の設置、指揮及び調整 ・参集したDMA Tの登録、指揮及び調整 ・管内におけるDMA T活動方針の策定 ・県保健医療福祉調整本部、宮城DMA T調整本部、地域保健医療福祉調整本部又は市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う本部、地域災害保健医療福祉連絡会議との連絡及び調整 ・消防、自衛隊等の関係機関との連携及び調整の補助 ・地域保健医療福祉調整本部、市町村、消防等の関係機関への連絡要員の派遣 ・地域保健医療福祉調整本部、医師会等と連携した地域保健医療福祉連絡会議におけるコーディネート機能の支援 ●医療機関の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・管内医療機関等の被災情報等の収集及びEMISへの反映 ●医療搬送調整 <ul style="list-style-type: none"> ・管内地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助 ・管内搬送フロー図の策定の補助 ・ドクヘリ本部と連携し、ドクヘリの運行と運用に関わる調整の補助 ●ロジスティック <ul style="list-style-type: none"> ・管内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティック ●DMA Tの撤収、引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・当該地域からの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関する宮城DMA T調整本部への助言 ●その他必要な事務

DMAT 指揮所	DMAT が活動する病院・SCU・災害現場等	<p>病院ではDMAT 病院支援指揮所、SCUではDMAT・SCU指揮所、災害現場等ではDMAT 現場活動指揮所として設置され、必要に応じて下記の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管下のDMAT の指揮及び調整 ・管下のDMAT 活動方針の策定 ・診療部門の設置及び運営（SCUや活動現場等） ・診療部門の患者数の把握、病院・SCUの搬入搬出に関わる搬送手段の把握・要請、病院・広域医療搬送等の搬送先の状況の把握・要請等、搬送に関わる調整 ・当該活動場所の関係機関や消防・自衛隊等の関係機関との連携 ・当該活動場所の撤収及び追加派遣の必要性の判断
----------	------------------------	---

(2) 県外からのDMAT の受入

宮城DMAT 及び県内の医療救護班だけでは対応できないだけの医療ニーズが生じた場合又は生じるおそれがある場合には、県は北海道・東北各県や厚生労働省DMAT 事務局にDMAT の派遣を要請します。要請の際にはDMAT の集結拠点を指定するとともに、各都道府県から派遣されるDMAT の到着予定時刻を、EMIS を通じて把握します。

宮城DMAT はもちろん、他の都道府県から派遣されるDMAT も、宮城DMAT 調整本部による指揮・調整の下で活動します。

(3) 情報の把握と共有

各DMAT 本部は、管轄する地域・箇所の医療ニーズや支援の求めに関する情報をEMIS や地域保健医療福祉調整本部等を通して把握するとともに、EMIS に未入力の情報について代行入力することでDMAT 間の情報共有を図ります。

宮城DMAT 調整本部では、保健医療福祉調整本部とのEMIS 入力情報の共有や、消防応援活動調整本部との連携により、関係機関との情報共有を図ります。

また、被災地においては、DMAT 活動拠点本部と緊急消防援助隊等の指揮支援本部との間で情報共有を図ります。

(4) DMAT の搬送手段の確保に係る関係機関との調整

DMAT の参集や被災地への進出等に当たっては、可能な限り派遣元においてその搬送手段を確保することとしますが、これが困難な場合には、宮城DMAT 調整本部又はDMAT 活動拠点本部は、警察にはDMAT 車両の先導を、また、陸上自衛隊にはDMAT の搬送を要請します。

ヘリコプターでの搬送を必要とする場合には、宮城DMAT 調整本部（航空医療搬送調整担当）は、県保健医療福祉調整本部を通じて県災害対策本部のヘリコプター運用調整チームと調整し、ヘリコプターを確保します。

(緊急車両の事前登録)

DMAT の派遣に使用する緊急車両については、事前に県公安委員会に緊急指定車両として登録しておくことが望まれます。

(5) 被災地外への傷病者の搬送に係る調整

ア 県内又は近県への搬送（地域医療搬送）

重症の傷病者を被災地外の医療機関に緊急に搬送する必要がある場合、DMAT は宮城DMAT 調整本部を通じて県災害医療コーディネーターに傷病者を受け入れる医療機関の確保を要請するとともに、現地の消防機関等に搬送手段の確保を要請します。また、傷病者のうち、小児・周産期医療に係る傷病者等の搬送が必要な場合には、災害時小児周産期リエゾンへ搬送調整等を要請します。要請を受けた県災害医療

コーディネーター又は災害時小児周産期リエゾンは、MCA無線等の通信手段を用いて救命救急センター、災害拠点病院等と調整して傷病者の受入先を確保します。

また、空路での搬送が必要となる場合は、県のドクヘリや他県から参集したドクヘリにより行うこととします。ドクヘリのみでの対応が困難な場合には、宮城DMAT調整本部（航空医療搬送調整担当）は、県保健医療福祉調整本部を通じて県災害対策本部（ヘリコプター運用調整チーム）と調整し、ヘリを保有している防災関係機関に協力を要請します。宮城DMAT調整本部は、患者搬出側及び患者受入側双方の航空搬送拠点とSCUの開設場所を選定し、開設の協力を陸上自衛隊及び日赤宮城県支部に要請します。

イ 国の緊急輸送活動・広域医療搬送

県は、必要に応じ政府災害対策本部に緊急輸送活動又は広域医療搬送の実施を要請します。

緊急輸送活動又は広域医療搬送が実施される場合、県保健医療福祉調整本部と宮城DMAT調整本部の連携により、以下の役割を担います。

- 広域搬送拠点の選定、確保（候補地：仙台空港、航空自衛隊松島基地、陸上自衛隊霞目駐屯地）
- 被災地内における地域医療搬送拠点の選定、確保
- 広域搬送拠点及び地域医療搬送拠点におけるSCUの設置・運営
- 災害拠点病院等からSCUまでの患者搬送手段（ヘリコプターを含む）の確保及び調整
- SCUから広域搬送用航空機までの患者搬送手段の確保及び調整

SCUで使用する備品や医療機器等は、あらかじめ県で調達するもの、自衛隊が保有するもの及びSCUで従事するDMATが保有するものを使用します。また、備品や医療機器等の輸送は、陸上自衛隊の協力を得て行います。

傷病者の受入医療機関の確保は、国と非被災都道府県が連携して行います。

ウ ドクターヘリの活用

大規模災害時におけるドクターヘリの活用については「大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針について」（平成28年12月5日 医政地発1205第1号）に基づき、以下のとおりとします。なお、下記により参集した他県のドクヘリに必要な燃料の確保等については、県保健医療福祉調整本部が県災害対策本部ヘリコプター運用調整チームと調整し、必要な協力を得るものとします。

- ① 発災後、県保健医療福祉調整本部は災害医療コーディネーターや県DMAT調整本部長の助言を受けながら、被災地におけるドクヘリのニーズを把握し、必要と認められるときには地域ブロックの連絡担当基地病院（複数の県が被災している大規模な場合にあっては厚生労働省DMAT事務局）にドクヘリの派遣要請を行います。このとき、県保健医療福祉調整本部は、県災害対策本部ヘリコプター運用調整チームと調整し、緊急消防援助隊のフォワードベース候補地等の適当な場所から、ドクヘリの参集拠点を決定します。
- ② 宮城DMAT調整本部内に航空医療搬送調整担当を、航空医療搬送調整担当の下にドクターヘリ本部を設置するものとし、ドクターヘリ本部はドクヘリ参集拠点や基地病院等の適当な場所に設置します。このとき、ドクターヘリ本部にはDMAT補助要員としてCS（コミュニケーションスペシャリスト）を配置します。
- ③ 航空医療搬送調整担当は、県保健医療福祉調整本部を通じて他の防災関係機関のヘリ運用情報等入手し、ドクターヘリ本部へ必要な指示等を行います。また、要請により参集したドクヘリはドクターヘリ本部の指揮下で活動します。
- ④ 参集したドクヘリのみでは患者搬送等に対応できない場合には、ドクターヘリ本部から航空医療搬送調整担当へ連絡し、航空医療搬送調整担当は県保健医療福祉調整本部を経由して県災害対策本部ヘリコプター運用調整チームへ協力依頼を行います。
- ⑤ 派遣されたドクヘリの活動の終了時期については、県保健医療福祉調整本部が宮城DMAT調整本部航空医療搬送調整担当、県災害対策本部ヘリコプター運用調整チームと協議のうえ決定します。

(6) DMA Tの活動における安全管理

DMA Tが消防機関等と災害現場（救助現場、医療救護所等）において連携して活動する際は、消防機関等の現場責任者の判断に基づき安全確認及び現場への進入、退出を行うなど安全確保に努めるものとします。

(7) 活動支援（ロジスティクス）のための関係機関との連携

① 通信、移動手段等の支援

活動期間内の通信、移動手段、医薬品や生活物資等は、各DMA Tで準備するのが基本となりますが、これらの補給や更なる確保が必要となった場合には、県は関係機関・団体と連携し、可能な限り支援・調整を行います。

② 移動時の交通情報の提供

活動場所への移動に当たっては、想定したルートに係る交通規制や道路の混雑状況に関する情報を宮城DMA T調整本部で収集し、提供された情報を各DMA Tに伝達することとします。

（情報収集先の想定）

県土木部道路課（道路管理班）、インターネット（日本道路交通情報センターのホームページ）

(8) DPATとの連携

DPATのうち、急性期において対応するため派遣されるチームを日本DPATと呼称し、主にニーズアセスメントや急性期の精神科医療ニーズの対応を行います。宮城DPAT調整本部は、県DMA T調整本部、災害医療コーディネーター等と連携・調整の上、日本DPATの派遣を決定します。

DMA Tは、精神科医療機関が被災し、患者搬送を行う必要がある場合や精神的評価が必要と考えられる患者がいる場合等には、日本DPATと連携して対応を行います。

6 DMA Tから医療救護班への引き継ぎ

被災地域において医療救護班が確保され、組織的な支援が可能となった場合、県保健医療福祉調整本部は厚生労働省DMA T事務局や県災害医療コーディネーター、県DMA T調整本部等の助言を踏まえてDMA T活動の終了と要請解除を決定します。

DMA T活動により得られた被災地域の医療に関する情報は、県保健医療福祉調整本部又は所属するDMA T活動拠点本部を通じて地域保健医療福祉調整本部に集約し、DMA T撤収後に活動するJMATをはじめとした医療救護班の活動のために活用します。